

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 23 日（火）第 23 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 2
- 家畜伝染病の発生（畜産課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 3

教 育 委 員 会 公 告

- 指定管理者の公募公告（社会教育課取扱い） 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

警 察 本 部 告 示

- 鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱（※）（警務課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年 7 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
木村晋一郎	整骨院ておん 霧島市国分野口西6番8号サンタウン2号棟 E号室	令和元年 6月16日	柔道整復

鹿児島県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和元年 7 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人修明会	南さつま市加世田唐 仁原6025番地	金子医院	南さつま市加世田唐 仁原6025番地	平成31年 1月1日	居宅療養 管理指導
株式会社P R O	西之表市西町36	ありがとう	西之表市西町36	令和元年 5月1日	訪 問 介 護， 居 宅 介 護 支 援

鹿児島県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和元年7月23日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指 定 年 月 日	施 術 の 種 類
保坂秀樹	すがた鍼灸院・すがた整骨院 始良市平松5341番地6	令和元年 5月21日	あん摩マッ サー ジ 指 圧， はり， きゅう， 柔 道 整 復
木村晋一郎	整骨院ておん 始良市平松4951番地1	令和元年 6月17日	柔道整復

鹿児島県告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年7月23日

鹿児島県知事 三反園訓

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変 更 年 月 日
		変 更 前	変 更 後	
国分脳神経外科クリニック 霧島市国分向花133番地2	名称	国分脳神経外 科分院	国分脳神経外 科クリニック	令和元年 5月1日

鹿児島県告示第238号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和元年7月23日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年11月12日鹿児島県告示第1867号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

令和元年7月23日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
-----	-----

長島町汐見区域 (出水郡長島町大字下山門野の 地区)	(1) 主としてごち網漁業を営む漁業 (2) 主としてさし網漁業を営む漁業 (3) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 主として機船底びき網漁業を営む漁業 (5) 主としてふぐかご漁業を営む漁業 (6) (1)から(5)までに掲げる漁業以外の漁業
----------------------------------	--

鹿児島県告示第239号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和元年7月23日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日
患畜	4	南九州市	令和元年7月10日

大隅地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年7月23日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
咲楽工房	鹿屋市東原町 6874番地4	ライズ株式会社	鹿屋市東原町 6874番地1	草葉 正司	令和元年 7月1日	生活介護

教育委員会公告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和元年7月23日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 公の施設の名称
鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター
- 2 公の施設の所在地
霧島市牧園町高千穂3617番地1
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）の施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) 青少年又は健全な青少年の育成に係る関係者の研修に関する業務
 - (3) 県民の自主的な研修に関する業務
 - (4) ふれあいセンターの施設の利用の許可に関する業務
 - (5) ふれあいセンターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、ふれあいセンターの管理に関して鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等

カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

6 複数の団体等による申請

公の施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県教育庁社会教育課社会教育係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和元年8月27日（火）から同年9月6日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，郵送により提出する場合は，令和元年9月6日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他教育委員会が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要項によるものとする。
- (2) 募集要項は、鹿児島県教育庁社会教育課社会教育係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和元年7月23日（火）から同年9月6日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。
- (3) 申請をしようとする団体等は、令和元年8月6日（火）に開催する現地説明会に参加すること。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第38号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年 7 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこ新鬼武者ズバババ90 XX9	京楽産業. 株式会社	9P0656
ぱちんこ遊技機	PAぱちんこウルトラセブン2A 6	京楽産業. 株式会社	9P0631
ぱちんこ遊技機	PダンガンロンパM-V1	株式会社ニューギン	9P0518
ぱちんこ遊技機	Pふいふい!ゴジラM3-K1	株式会社ニューギン	9P0520
ぱちんこ遊技機	P浜崎あゆみKG-F	株式会社ディ・ライト	9P0711
ぱちんこ遊技機	PA聖闘士星矢4XBD	株式会社三洋物産	9P0602
回胴式遊技機	Sパチスロタイガー&バニーHZ	山佐株式会社	9S0603

警察本部告示

鹿児島県警察本部告示第2号

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和元年 7 月 23 日

鹿児島県警察本部長 大塚尚

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱（平成13年鹿児島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。